

平成31年度 第1回
立川市学校給食運営審議会会議録

令和元年9月11日

立川市学校給食運営審議会

平成31年度 第1回 立川市学校給食運営審議会

日 時：令和元年9月11日（水）15：00～

会 場：立川市学校給食共同調理場 研修会議室

会議次第

1 開会

2 議題

(1) 小学校給食実施回数増に伴う給食費について

3 閉会

4 配布資料等

(1) 諮問文（案）

(2) 令和2年度の小学校給食実施回数増に伴う小学校給食費の改定について（資料1）

多摩地区26市の学校給食費の状況（小学校）（資料2）

学習指導要領の改定による授業時間数の増加について（資料3）

○事務局（南学校給食課長）

本日はお忙しいところ、本審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。本審議会につきましては、立川市学校給食運営審議会条例に基づきまして、定員18名のうち過半数の10名以上の出席で成立となります。本日13名の方にご出席いただいておりますので、本審議会は成立いたしました。

それではこれより、平成31年度第1回立川市学校給食運営審議会を開催します。

（配布した資料について確認）

○事務局（南学校給食課長）

それでは、会長、審議会の議事進行をよろしく願いいたします。これより審議会を公開します。

・傍聴人 0名

○会長

それでは、審議を始めさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

まず次第2の「小学校給食実施回数増に伴う給食費について」ということで、事務局より説明をお願いします。

○事務局（南学校給食課長）

それでは、諮問文をご覧ください。

小学校給食の実施回数増に伴う小学校給食費の改定について、教育部長より、本審議会へ諮問をさせていただきます。

（教育部長より、諮問文の読み上げ）

○会長

では、ただいま諮問いただいた小学校給食費の改定について、詳しい説明を事務局よりお願いします。

○事務局（南学校給食課長）

資料1をご覧ください。

諮問文にありますとおり、小学校給食の実施運営に係る経費については、施設・設備・運営等の経費は市の負担、食材料については保護者の負担ということが、学校給食法に定められています。令和2年度から小学校の新学習指導要領が完全実施されることに伴い、年間の授業日数が増加します。これに伴い、小学校の給食実施回数を年間190回から5回増やし、195回にすることとしました。

これに伴い、令和2年度から小学校給食費を資料のとおりに改定したいと考えています。給食の食材料費ですが、本年10月からの消費税率改定に伴う増税の対象とはならず、消費税率8%のまま変更はありません。

資料1の「1 小学校給食費について」をご覧ください。現在の給食費については、資料のとおりとなっています。資料の「備考」をご覧ください。給食の年間実施回数が、190日を超えた場合、超えた分の給食費を3月分の給食費月額に加えて徴収することとしています。

続いて、資料1の「2 小学校給食費の改定(案)」をご覧ください。今回は給食実施回数増による給食費の改定ということで、資料にある表の「算出根拠」の計算式のとおり、改定額を算出しています。これは、増加した5回分の給食費を月額に反映させ、1食あたりの単価を据え置く形で算出しています。また、これまでの「50円刻みの月額」を維持することとし、表にあるとおりの改定額としています。

例えば、単独調理校の3・4年生ですが、現行の月額4,550円の8月を除く11ヵ月分に、1食単価263円の増加する5回分として5倍した額を加算します。それを11ヵ月分で割り返し、「50円刻み」ということで改定後の月額4,650円としました。結果、1食単価は1円下がって262円となりますが、このような形で改定したいと事務局では考えています。小数点以下の処理の都合上、改定後の1食単価については、表中の「区分」によって変更の有無に違いが生じます。

続いて、資料2をご覧ください。

こちらの資料は、多摩地区26市の小学校給食費の状況を示しています。この資料における立川市の給食費は、改定後の額となります。単独校については、26市の中で上から6～8番目に高い給食費、調理場校については上から8～10番目に高い給食費となっています。なお、この資料の提供元は、公益財団法人東京都学校給食会の公表資料となっています。

続いて、資料3をご覧ください。

こちらの資料は、学習指導要領の改訂による授業時間数の増加を示しています。改定後、5・6年生の教科に「外国語」が新設され、現行の「外国語活動」から週あたり1コマが増加されます。また、3・4年生に「外国語活動」が新設され、週あたり1コマ増加されます。結果、3～6年生については、年間35時間のコマ数が増えることとなります。これを、給食実施回数を増やすことによって、授業日数を確保することにつながりたいと考えています。

繰り返しになりますが、今回の給食費改定については、小学校給食費の実施回数が増えることによる給食費改定となりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○会長

給食費の改定について、授業時間数の増加に対し、給食の実施回数を増やすことで対応したいという説明でした。また、改定後の給食費の算出根拠も示していただきました。ただ今の説明について、ご意見やご質問はございますか？

○委員A

1・2年生は授業時間数が増えていないが、給食回数や給食費が増えるのは何故でしょうか？それと、資料2を見ると他市では200回や185回など、市によってバラつきがあるが、この給食実施回数には何か基準等があるのでしょうか？

○事務局（南学校給食課長）

1・2年生も給食実施回数を増やすことについては、本市の小学校校長会とも協議を行い、学校における授業日数の確保と給食運営との兼ね合いを考え、全学年統一して回数を増やすということにしました。1・2年生については授業時間数が増えませんが、給食を食べて下校するという日も出てくると考えています。

給食実施回数の決定に基準等があるかどうかについては、そのような基準等は特にございません。各市の判断で決定しております。

○事務局（大野教育部長）

資料3の授業数については、必要最低限の時間数を示しています。通常、この時間数に余裕を含めて教育課程を組んでいます。例えば土曜日に授業を行うこととした場合は給食が無く、平日の午後に授業数を確保する場合は給食が有りとなります。このような教育課程の組み方に差異があることから、給食実施回数にも差異が生じます。

○委員A

学校行事で給食の無い日があると思うが、そのような場合、給食費は返金されるのでしょうか？また、その返金額については、1食単価で計算した額が返金されるのでしょうか？

○事務局（南学校給食課長）

全学年が同一日に給食無しとなる場合、別日に振り替えてもらうことがあります。また、特定の学年のみが行事等で給食無しとなる場合は、1食単価に喫食しなかった日数を乗じた額を返金しています。

○事務局（大野教育部長）

先日の台風のように急遽、休校としたような場合については、食材料の発注期限前であれば、喫食しなかった分を返金しています。発注期限を過ぎて休校としたような場合については、食材料費の支払いが発生するため、返金しておりません。

○会長

1食単価としては基本的に据え置きなので、回数が増えた分を年間で均して改定後の月額を算出しています。私が気になったのは、消費税率改定との関連で、食材料費は税率8%で据え置きですが、その他の食材料の輸送費等は税率10%であることから、これらの値上げの影響がいずれ食材料費に転嫁される可能性があります。今回の

改定では1食単価を据え置くということでしたが、増加分だけをみると1食220円になるということでした。この差は大きいと思います。

今回の給食費改定は給食実施回数増に伴うものですので、改定後の月額は事務局案のとおりで良いと思います。ただし、消費税率増による影響を考慮した給食費の改定を検討すべき時がくるかもしれないと考えられます。この点は事務局として何か考えはありますか？

○事務局（南学校給食課長）

今回の消費税率改定において、食材料費には軽減税率適用ということですが、その輸送費等には10%が適用されます。この影響がどの程度のものになるかについては現時点で判断できませんので、前回の給食費改定の平成28年10月と、今回の消費税率改定後、一定期間を経た後に同じ献立を調理しようとした際、どの程度食材料費に影響があるかを比較して、食材料費が上がってれば、物価が上がっているということで、給食費の引き上げを検討する要因になるかと考えています。

今回はあくまで給食実施回数を増やすことに伴う給食費の改定をお願いしていますが、今後は消費税率改定等の影響がどれだけあるかを見て、影響が出ていると考えられるタイミングで、当審議会に諮問させていただきたいと考えています。

○委員B

資料2に掲載されている給食費は、基本的に保護者が支払う金額と考えてよろしいでしょうか？

○事務局（南学校給食課長）

はい。

○委員B

そうすると、他市では1円単位まで細かく給食費を設定していますが、立川市は端数処理をして金額を抑えていて、保護者の立場からすればお得感はあると思いますが、行政側の立場としてはどうなのでしょう？それと、他市の給食運営審議会の委員をやっていたときの経験で、消費税率が5%から8%に改定されたとき、その市の栄養士さんがとにかく給食費会計を赤字にしてはいけないということで、献立の見直し等を行って、結果、赤字にはならなかったということを聞いたことがあります。このときに、赤字にならなくて良かったと考えるべきなのか、赤字にしないために給食の質が下がったと考えるべきなのか、非常に悩んだとその栄養士さんは言っていました。

給食費の改定前後における同じ献立で比較しての食材料費の差異を検証することも重要だと思いますが、どうしても変えざるを得なくて質を落としたということもあるかもしれないですね。この2点から考える必要があると思います。

○事務局（南学校給食課長）

資料2は、公益財団法人東京都学校給食会のデータを引用しています。このデータについては、同会が各自治体へ調査を行った結果を載せているのですが、各自治体が回答する際、月額を算出を「1食単価×1か月あたりの給食回数」で回答しているところもありますので、月額に端数が生じている自治体もあります。そのため、保護者から徴収する際の月額は端数処理がされている場合でも、この資料においては端数処理がされていないように見える自治体もあります。

立川市も消費税率が5%から8%になった際、給食費を改定しませんでした。しかし、物価の高騰もあって献立等の工夫では耐え切れなくなったのと給食の質を落とすたくないという考えもあって、平成28年に給食費を改定しました。

また、給食費には牛乳代も含まれていて、それが1本あたり税込55円程になります。これを1食単価から除いて献立を考える必要があるのですが、さらに野菜のように価格が天候に左右されるものも含めて、今はやりくりをしているという状況です。給食の質を落とさないという考えを持っていますが、今回、1食単価を改定前後で比較すると1～2円の減額になっている学年もありますが、この差額については、献立等の工夫で対応できるのではないかと考えています。そのような考えで、今回の改定額を提案させていただきました。

○事務局（大野教育部長）

前回の給食費改定時も、消費税がかかるため、食材料費は1円単位で発生しています。そのような中で、これまでも50円刻みで給食費月額を設定していましたので、その流れを受けて今回も月額を設定しています。

また、給食費取扱要綱に従うと、現行の年間給食実施回数190回を超えた分の給食費は、3月分にまとめて請求することになります。それですと、家庭によっては突然給食費が上がったような形になってしまいますので、それを避けたいということと、保護者の経済的負担を考慮して、今回の提案とさせていただきます。

今後給食費の改定をご審議いただく際には、端数処理のことも含めて、ご審議いただきたいと思います。

○会長

50円刻みでの月額設定の点においても、月額から1食単価を算出する際の端数処理においても、どちらかと言えば端数切り捨ての方向で設定されています。これは、保護者にとってはありがたいことだと思いますが、一方で、献立作成の側にとっては、負担が増えることになります。

そのため、繰り返しになりますが消費税率改定の影響を踏まえて、今後、さらに給食費を引き上げることを検討する時期が来るであろうことは、保護者にも伝えていく必要があると思います。

これについて、保護者委員の方々から、何かございますか？

○委員C

私には小学生の子どもがいます。授業時間数が増えることについては、学校から説明がありました。この学校では、授業時間数が増えることに対応するため、試験的に7月いっぱいをして1学期として、1週間ほど、給食はありませんが授業を実施した日があります。

このおかげで先生方も授業に余裕が持てたということを知りましたし、近隣の中学校は夏休みに入っていたことから、その生徒が補習の手伝いをしてくれたということで、小・中学校のつながりが強くなったことはありがたかったです。ただ、その一方で給食がないので、掃除ができなかったり、授業が終わったらすぐに子どもを帰宅させないといけない忙しさがあったり、この試験的取り組みに対して保護者が準備できていなかったために、子どもが家で昼食を一人で食べなければならなかったということを知りました。そういうことを考えると、給食回数が増えるのはありがたいことだと思います。増えた分の給食が夏休み期間に充てられるかはわかりませんが、子どもが一人で昼食を食べなければならぬ状況が減るのであれば、月に100円程の負担が増えたとしても、私としてはありがたいと思いました。

○会長

今回の給食費改定は、保護者の方にも充分ご理解いただける提案だということかと思えます。

○委員C

そのように思います。

○委員D

公平な立場からすると、学校給食課で努力して給食費ができるだけ上がらないようにしようとしているのが、どうなのかと思ってしまう。給食の質を下げないとは言うものの、それは実際にはやったことがないわけです。今までの経験からできるというものの、先ほど会長から指摘のあったようなことが直近で起きてしまった場合に、給食費をさらに上げるかどうかの諮問がいつになるのかということが、逆に不安になる。5食分の給食費を加算して、端数処理をしないでも1食単価に大きな差が出ないのであれば、その額で一旦給食を実施して、その間の努力で給食費を下げられるということの方が、安心なのかと思う。保護者の経済的負担を考える立場からすれば逆の考えとなるが、努力した結果、給食費をさらに上げなければならぬとすぐに言えるのか、そこまで考えての今回の提案なのかを知りたい。

○事務局（学校給食課給食係）

栄養士の立場からすると1食あたり1円でも2円でも給食費に余裕がある方が、給食の内容を充実させられるというのはありますけれども、平成28年に給食費を値上げしているため、今回は1～2円程度であれば大丈夫ではないかという判断ではあり

ました。例えば、パン一つとっても、同じコッペパンであっても形を変えるだけで1～2円、大きければ5円程度違ってきます。かといって一番安いからといって全て同じ形のパンばかりを使うというのもどうかという考えがありますが、今回の改定額の考え方については、努力の範囲で何とかできる程度のものではないかと考えています。

○委員D

お金のことではなく、給食の質を保つということを前提に考えていく必要があると考えています。何かがあって、「おいしくないよ」と言われてしまうと、その波は収まらないので。中学校給食ではよく感じていますけども。その点はよく考えていただいた方が良いのかなという思いはあります。

○会長

例えばそうしますと、50円単位ではなく、必要額が増えた分をそのまま改定額とする考え方が一つあると思います。それでも若干の端数処理はありますけれども、例えば資料1にある「2 小学校給食費の改定（案）」の表で、共同調理場校の5・6年生は4,800円という改定案になっていますが、これを4,824円にする、計算式どおりにするという考え方があると思います。

○事務局（南学校給食課長）

ただ今のご審議の中で、「給食の質を落とさない」というご意見をいただきました。事務局としては、50円刻みではなく、端数は出ますけれども必要額をそのまま反映させることに異論があるわけではありませので、給食実施回数が5回増えます、それを年額に反映させて11ヶ月で均すと月額に端数が生じます、ということで説明していくことはできるかと思っています。

先ほどご意見がありましたが、実質的に給食費が下がったものを、またすぐに値上げの諮問ができるのかということがありますので、今回は5回増えた分を給食費に反映させて、その後、消費税率改定の影響を踏まえて値上げを検討するという形にはできると思います。当審議会の中で、50円刻みではなく必要額を反映させるというご意見でまとめていただければ、そのご意見を踏まえて、改定額を決定させていただきたいと思っています。

○会長

結構大きな額ですので、保護者の方にとっては事務局案に比べれば負担が少し増えることにはなりますけど、いかがでしょうか？

○委員D

月あたり最大で26円の負担は増えますが、給食の質は下げないという前提で給食費を改定して、その上で努力の結果で給食費を下げる方が、信用されやすいのかなと

思います。

○委員C

単純に回数が増えた分を払うということであれば問題はないと思いますし、その後、努力の結果給食費を下げますということの方が、保護者としても理解できるのかと思います。決して今回の改定で余分に給食費を徴収したいということではありませんので、おかしなことではないと思います。

○会長

他の委員の方々はいかがでしょうか？

努力した結果、給食費が下がることは、現実的には可能性は低いのかなと感じています。消費税率改定の影響による給食費の値上げを考えるにも、少し時間が必要なのかと思います。

○事務局（大野教育部長）

もし努力して給食費が下がるようであれば下げていくし、消費税の影響等で物価が上がれば、傾向として物価は上がる傾向にありますので、入札等で努力はしますが、給食費のやりくりが難しくなった場合には、そのタイミングで値上げを検討するというようにさせていただきたいと思います。

○会長

子どもたちの給食の質を維持するという観点から、給食実施回数が増えた分の負担をお願いするというので、資料1の「2 小学校給食費の改定（案）」の表にある「算出根拠」の額を答申として挙げるということによろしいでしょうか？
何かご意見ございませんか？

○事務局（大野教育部長）

端数処理について、事務局案では四捨五入になっています。これが切り捨ての方が良いのかについてもご審議いただけないでしょうか？

○事務局（南学校給食課長）

この資料1に記載したものは、全て四捨五入したものを記載しています。これを小数点以下切り捨てとした場合、共同調理場校の1・2年生については4,310円が変わりません。それ以外の区分については、全て1円下がります。例えば、単独調理校の1・2年生であれば、4,412円となります。

○会長

この端数というのは、「現行の1食単価×5÷11か月」の端数の問題ですよ？
「現行の1食単価×195日÷11か月」で考えると、若干金額がずれるかもしれないで

すよね？

○事務局（大野教育部長）

先ほど資料1でお話したように、給食費取扱要綱の中で1食単価を算出しているのは、見学などで1食増えたときには、1食単価に基づいて徴収していますので、根拠についてはそのまま踏襲できるのかなと思います。

○会長

1食単価の考え方で議論してしまうと混乱しますので、1食単価については据置きとして、「1食単価×5回÷11か月」の端数処理を四捨五入とするか切り捨てとするかを考えたいと思います。

○委員B

今回の諮問の趣旨が重要だと思いますが、諮問文の下から5行目からの「つきましては、本市の将来を担う小学生に対し、安全・安心で栄養バランスのとれた給食水準を維持するため」というここが重要なキーワードになると思っていて、一般的に数字は四捨五入されることが多いので、四捨五入でご理解いただけるとのかと思います。

○会長

私の専門分野からすると、「費用は切り上げて計算しなさい」というのが鉄則になっています。切り捨てでも四捨五入でも費用に不足が出てしまいますので、切り上げなさいという考え方です。赤字にしてはいけないということです。

四捨五入で下がる分については努力でカバーできるのであれば良いと考えますが、基本的には費用は切り上げにして、赤字を出してはいけないという考え方があります。そのような点から、今回は切り捨てを選択するのは厳しいのかなと思いますので、四捨五入の方がよろしいかと思います。結果、先ほど申し上げた「算出根拠」にある金額で答申を出すということになるかと思います。

○委員D

現行額について、「現行の月額×11か月－現行の1食単価×190日」の差額については、その扱いはどのようにしていますか？ 例えば返金するとか。

その考え方を改定額の算出にも踏襲していただければいいのかなと思います。

○委員E

基本的に「1食単価×日数」よりも多めに徴収しているということなんですかよね？

○事務局（南学校給食課長）

給食費の算出については、月額ベースで行っています。それで年額を算出してから1食単価を算出し、その端数を切り捨てています。そのため、「1食単価×190日」の

方が小さくなっています。給食費は月額をベースに算出しているということで、ご理解いただければと思います。

○会長

そういう意味では、切り上げに近い考え方、少し余裕を持たせた給食費の設定をしていたということになるかと思います。そこに、今回は5日分ということで、1食単価で考えて、その分だけをプラスして負担していただく、資料1の「2 小学校給食費の改定（案）」の表中「算出根拠」にある額を改定額とするということで、いかがでしょうか？

大切なところですので全委員の方に確認したいと思いますが、改定後の月額は、単独調理校で1・2年生が4,413円、3・4年生が4,670円、5・6年生が4,926円、共同調理場校で1・2年生が4,310円、3・4年生が4,567円、5・6年生が4,824円になります。

これを改定額とすることの答申をまとめるということで、よろしいでしょうか？

(委員の異議なし)

○会長

それでは、資料1の「2 小学校給食費の改定（案）」の表中「算出根拠」にある額を改定額とするという答申を出したいと思います。

本日の審議としては、以上となりますが、今回の諮問に対する答申案の作成については、私と事務局とで調整をさせていただくということで、よろしいでしょうか？

(委員の異議なし)

○会長

それでは、答申に関する今後のスケジュールについて、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（名越学校給食課管理係長）

それでは、今後のスケジュールについて説明させていただきます。答申案の作成については、ただいま、会長と事務局で作成することをご承認いただきましたので、早急に作成を進めさせていただきます。

答申案につきましては、作成次第、皆様へお送りしますので、ご確認いただき、ご意見がございましたら事務局までお願いいたします。最終的に答申が決定いたしましたら、答申を踏まえまして、教育委員会にて給食費の改定額を決定させていただきます。

また、委員の皆様については、現任期中の審議会は今回で最後となりますので、教育部長より挨拶申し上げます。

○事務局（大野教育部長）

今回で任期中は最後ということで、また実りある議論をいただきまして、ありがとうございました。私どもの案に対して真剣にご議論いただきまして、結果的にはより納得のできる、説明のできる結果になったかと思えます。

今回のことについては、市議会に報告をいたしまして、最終決定は教育委員会にて行いまして、市議会へまた報告となります。私どもといたしましては、当審議会の答申を尊重しまして、改定額を決定したいと考えております。

今回の審議会は急遽、予定していなかったにも関わらず、皆様お集まりいただきまして、また真剣に議論していただきまして本当にありがとうございました。

○会長

それでは、2年間ありがとうございました。最後に、副会長より閉会のご挨拶をお願いいたします。

○副会長

本日はお集まりいただきまして、ありがとうございました。

この審議会に出席しなければわからなかったことがたくさんわかって、給食費についても、知らなければただ決められた金額を払っているだけだったのが、「実情はこうだった」ということを知ることができました。本日はありがとうございました。

○会長

以上を持ちまして、本日の審議会を終了いたします。ありがとうございました。

(以上)